

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年3月30日（平成28年（行情）諮問第276号）

答申日：平成29年3月7日（平成28年度（行情）答申第782号）

事件名：「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」について担当部局が行政文書ファイルにつづった文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「下記3件の閣議決定について、担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て \*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

- ① 「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）
- ② 「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）
- ③ 「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）

\* いずれも前回特定された以降につづられた文書

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月1日付け閣副事態第35号により内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると他にも文書が存在するものと思料される。

(2) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき

である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨について

審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき、原処分を行った。

#### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」、「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」及び「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」（いずれも平成27年5月14日閣議決定。以下、併せて「閣議決定」という。）について、担当部局が作成又は取得した行政文書の全てである（文書特定期間は、平成27年10月1日から平成27年12月4日まで）。

#### 3 原処分の妥当性について

本件対象文書のうち、政府の対処要領に係る記載の一部については、公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処に係る我が国の政府機関が講じる具体的措置又はその方針の手の内及び検討内容が明らかとなり、外国政府等により対抗措置が講じられ、我が国への侵害行為が容易となり、国の安全が害されるとともに、外国政府との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号により不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人の主張及び処分庁の対応について

(1) 審査請求人は、審査請求の趣旨として「他にも文書が存在するものと思われる。」とし、審査請求の理由として「テーマの重要性を鑑みると他にも文書が存在するものと思料される。」旨主張しているが、原処分にあたり、処分庁において、書庫、担当職員の机の中及びパソコン内の電子データ等を探索したが、本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。さらに、本件審査請求後、処分庁において改めて探索したが、本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) また、審査請求人は、審査請求の趣旨として「一部に対する不開示決定の取消し。」とし、審査請求の理由として「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張しているが、上記3のとおり、処分庁においては、本件開示請求を受け、本件対象文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

#### 5 結語

以上のとおり、原処分は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月30日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年4月15日    | 審議            |
| ④ 平成29年1月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年3月3日     | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年5月14日に決定された治安出動・海上警備行動等の発令手続の迅速化等に係る3つの閣議決定について、担当部局が、同一の請求人が同趣旨の請求文言で行った前回の開示請求に対する決定（以下「前回開示決定」という。）で特定した後に、行政文書ファイルにつづった文書である。

審査請求人は、原処分取消し及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 前回開示決定に係る開示請求は平成27年9月30日に受け付けたので、前回開示決定においては、同日までの間に、担当部局が閣議決定について行政文書ファイルにつづった文書を特定した。したがって、本件開示請求については、同年10月1日から本件開示請求（同年12月4日受付）までの間（以下「特定期間」という。）に、担当部局が閣議決定について行政文書ファイルにつづった文書を求めていると解した。

イ 特定期間に、担当部局が閣議決定について行政文書ファイルにつづった文書がないか探索を行ったところ、この間に関係省庁連絡調整会議及び課長級会議が開催されていたので、同会議の配布資料を本件開示請求に該当する文書として特定した。

ウ また、特定期間に、担当部局が行政文書ファイルにつづった閣議決定に関する国会答弁資料がないか探索を行ったが、これに該当する文書を確認することはできなかった。

エ 原処分時及び本件審査請求後に、処分庁において、書庫、担当職員の机の中及びパソコン内等を探索したが、本件対象文書以外に本件請

求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 本件開示請求は、閣議決定がなされた以降の一定の期間に、閣議決定について担当部局が行政文書ファイルにつづった文書を求めているものと解されることを踏まえると、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然・不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、閣議決定で想定された事案に係る政府の対応について検討した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処のために我が国政府が講じる具体的措置及びその検討内容等が明らかとなり、我が国の安全を阻害しようとする相手方をして、これを踏まえた対抗措置や行動を採ることを容易ならしめるなど、関係政府機関の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 1 平成 2 7 年 1 1 月 5 日 関係省庁連絡調整会議
- 文書 2 平成 2 7 年 1 1 月 9 日 課長級会議資料
- 文書 3 平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日 課長級会議資料